『経済文化研究所年報』編集・投稿規程

(趣 旨)

第1条 神戸国際大学経済文化研究所(以下、「研究所」という。)は、研究所規程第3条(4)に基づく『経済文化研究所年報(英文書名: THE ANNUAL BULLETIN of The Institute for Economic and Cultural Studies)』(以下、「年報」という。)を編集発行するために本規程を制定する。

(編集委員会の設置)

第2条 研究所規程に基づき、年報編集委員会(以下、「編集委員会」という。)を設置する。

(刊 行)

第3条 年報の編集は、学長の統督のもとで編集委員会の責任で行い、毎年度、原則として1号を4月 に刊行する。

(編集委員会)

第4条 編集委員会は、研究所長及び学長が委嘱する本学専任教員若干名の委員によって構成する。編集委員の任期は1年とし、再任を妨げない。なお、編集委員長は研究所長が兼務し、編集委員会を主宰すると共に年報の編集を統括する。委員は年報編集の実務を担当する。

(執筆資格)

第5条 年報に投稿できる論文等の執筆者は、本学の専任教員(有期限雇用の教員を含む)、非常勤教員、 プロジェクト所属の外来研究員及び編集委員会が寄稿を依頼した者又は投稿を認めた者とする。

(掲載原稿種別)

- 第6条 原稿は全て未発表のものとし、種類は以下のとおりとする。
 - (1) 論文(特集、及び個別論文)
 - (2) 研究ノート
 - (3) 書評
 - (4) 資料・資料紹介
 - (5) 翻訳 翻刻
 - (6) その他編集委員会が依頼又は承認したもの

(掲載原稿内容)

- 第7条 年報に掲載する論文等(論文・研究ノート・書評・資料等)の内容は、以下のものとする。
 - (1) 研究所におけるプロジェクト研究の成果発表としての論文等
 - (2) 自由投稿による個別の論文等
 - (3) 研究所が企画する公開シンポジウム等の記録として年報で公表することが望ましいと判断される報告・コメント等

(4) その他、編集委員会が依頼又は承認した論文等

(執筆細則)

第8条 論文等の執筆並びに投稿に関する必要事項については、「原稿執筆要領」に別に定める。

(査 読)

第9条 論文等の掲載の可否は、査読者による査読結果を参考に編集委員会の責任において決定する。 査読に関する必要事項は別に定める。

(著作権)

第10条 論文等を掲載するに際して、編集委員会は、掲載論文等が第三者の著作権を侵害することが ないよう留意するとともに、執筆者に対しては著作権侵害の疑いがないことを確認するものとする。

(編集)

第11条 掲載する年報の号は、編集委員会において決定する。

(校 正)

第12条 校正は3回とし、再校までは執筆者による校正を原則とする。再校以降の文章の加筆・訂正 は認めない。定められたスケジュールの期間を超えて返却されない場合は編集委員会の責任で校了す る。

(掲載論文等の著作権および転載)

第13条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。ただし、他に転載する場合は研究所の許可を得る とともに、転載論文等にはその旨を明記しなければならない。

(複製権・公衆送信権)

- 第13条の2 著者は、年報に掲載された論文、その他に関する複製権及び公衆送信権の行使を、研究 所に委任する。ただし、著者が自己のために前記の権利を行使することを妨げない。
 - 2. 共同著作物の場合、投稿代表者又は筆頭著者は、共著者全員に投稿にあたって本投稿規程を示し、 前記複製権及び公衆送信権の行使を研究所に委任することを説明し、許諾を得るものとする。
 - 3. 論文等に掲載した写真等について原著作権者が複製権及び公衆送信権の許諾を与えない場合は、 著者又は投稿代表者又は筆頭著者は、上記の許諾の限界について編集委員に投稿時に申し出るものと する。

(年報の公開)

第14条 年報の目次および掲載論文等は、研究所のホームページが整備され次第、ホームページ上で 公開する。ただし、執筆者の許諾がない場合または編集委員会が特別の事情を認めた場合は、公開し ないことがある。 (抜 刷)

第15条 執筆者に対し、47部(50部印刷のうち3部を研究所にて保管)の抜刷とPDFファイルを 贈呈する。これを超えて必要とする場合は、超過部数については執筆者の個人負担とする。

(執筆料)

第16条 執筆者には、原稿執筆料として次に定める額を支給する。

論文・研究ノート:3万円(源泉所得税別)

書評・翻訳・翻刻・資料紹介・調査報告:出来上がり1ページにつき2千円(税別)。ただし、2万円(税別)を超えない。

(その他)

第17条 その他必要な事項については、研究所長と協議の上学長が決定する。

(改 廃)

第18条 この規程を改廃しようとするときは、常務理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1. 本規程は2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 2. 本規程は2010 (平成22) 年4月1日から改正施行する。
- 3. 本規程は2013 (平成25) 年1月23日から改正施行する。
- 4. 本規程は2015 (平成27) 年4月1日から改正施行する。